

○道路占用関係条文

道路法(昭和二十七年六月十日法律第八十号)

(道路の占用の許可)

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

- 一 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的
- 二 道路の占用の期間
- 三 道路の占用の場所
- 四 工作物、物件又は施設の構造
- 五 工事実施の方法
- 六 工事の時期
- 七 道路の復旧方法

3 第一項の規定による許可を受けた者(以下「道路占用者」という。)は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

4 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。

5 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

(道路の占用の許可基準)

第三十二条 道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号の一に該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、且つ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路附属地(これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この項において同じ。)に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められ、かつ、前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占用については、同条第一項又は第三項の許可

道路法施行令(昭和二十七年十二月四日政令第四百七十九号)

(道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等)

第七条 法第三十二条第一項第七号に規定する政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

- 一 看板、標識、旗さお、パーキング・メーター、車及びオート
- 二 工事用柵圍、足場、詰所その他の工事用施設
- 三 土石、竹木、瓦その他の工事用材料

四 防火地域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第五号の防火地域をいう。以下同じ。)内に存する建築物(以下「既存建築物」という。)を除き、当該防火地域内にこれに代わる建築物として防火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する防火建築物をいう。以下同じ。)を建築する場合(既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたつて存する場合において、当該既存建築物を除去して、当該既存建築物の敷地(その近接地を含む。)又は当該防火地域内に、これに代わる建築物として防火建築物を建築するときを含む。)において、当該防火建築物の工事期間中当該既存建築物に準えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物

五 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物(当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。)に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設

六 トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設

七 都市計画法第八条第一項第三号の高度地区(建築物の高さの最低限度

が定められているものに限る。)及び高度利用地区並びに同項第四号の二の都市再生特別地区内の高速自動車国道又は自動車専用道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場

八 法第三十二条第二項に規定する高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路附属地(第十四条の二において単に「連結路附属地」という。)に設ける食料施設、購買施設その他これらに類する施設(次号に掲げる施設を除く。)でこれらの道路の通行者の利便の増進に資するもの

九 高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所

(道路の占用の軽易な変更)

第八条 法第三十二条第一項各号に掲げる事項の変更で道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものは、左の各号に掲げるものとする。

- 一 占用物件の構造の変更であつて重量の著しい増加を伴わないもの。
- 二 道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のない物件の占用物件に対する添加であつて、当該道路占用者が当該占用の目的に附随して行うもの。

(占用の期間)

第九条 占用の期間は、水道法(昭和三十三年法律第七十七号)、工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)、鉄道事業法(昭和六十二年法律第九十二号)若しくは全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)、電気事業法(昭和二十九年法律第七十号)若しくは電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の規定に基づいて設ける水管(水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。)、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管(ガス事業法第二条第一項に規定する一般ガス事業又は同条第三項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。))若しくは電柱、電線若しくは公衆電話所(これらのうち、電気事業法に基づきものにあつては同法第二条第一項第十号に規定する電気事業者(同項第八号に規定する特定短程電気事業者を除く。))がその事業の用に供するものに、電気通信事業法に基づくものにあつては同法第二百一十号第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に

規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。)又は石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第百五号)による石油パイプライン事業の用に供する石油管については十年以内とし、その他の占用物件については五年以内としなければならない。占用の期間が満了した場合において、これを更新しようとする場合の期間についても、同様とする。

(占用の場所)

第十条 占用物件(電柱、電線、公衆電話所、第七条第四号に規定する仮設店舗その他の仮設建築物及び同条第五号に規定する施設を除く。以下この項において同じ。)を地上に設ける場合においては、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- 一 占用物件の地面に接する部分の位置は、法面、側こう上若しくは路端寄り又は歩道(自転車歩行者道を含む。以下この章において同じ。)内の車道(自転車道を含む。以下この章において同じ。)寄りとする。ただし、占用物件の種類又は道路の構造により、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない限り、分離帯、ロータリーその他これらに接する道路の部分とすることができる。
- 二 地面に接しないで設けられる占用物件(法敷、側こう、路端寄り又は歩道内の車道寄り(以下この号において「法敷等」という。))の上空にある占用物件又はその部分を除く。)の最下部又は地面に接して設けられる占用物件の地面に接しない部分(法敷等の上空にある部分を除く。)の最下部と路面との距離は、四・五メートル以上とすること。ただし、歩道を有する道路の歩道上においては、二・五メートル以上とすることができる。
- 2 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所の地上には、占用物件を設けてはならない。ただし、電線及び電柱については、この限りでない。
- 3 占用物件を地下に設ける場合においては、左の各号に掲げるところによらなければならない。
 - 一 当該占用の場所は、路面をしはしば狭くすることのないように計画され、且つ、当該占用物件が他の占用物件と錯さうする虞のないものであること。
 - 二 占用物件は、工事実施上又は保安上支障のない限り、相互に接近していること。
 - 三 占用物件は、地面又は地面にある占用物件に支障のない限り、地面に

接近していること。

(電柱、電線又は公衆電話所の占用の場所)

第十一条 電柱、電線又は公衆電話所の占用については、前条第二項又は第三項の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- 一 道路の敷地外に、当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場所であること。
- 二 電柱又は公衆電話所は、法敷(法敷のない道路にあつては路端寄り)に設けること。ただし、歩道を有する道路にあつては、歩道内の車道寄りに設けることができる。
- 三 同一線路に係る電柱は、道路の同一側に設け、かつ、歩道を有しない道路にあつて、その対側に占用物件がある場合においては、これと八メートル以上の距離を保たせること。ただし、道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所においては、この限りでない。
- 四 地上電線の高さは、路面から五メートル以上とすること。ただし、既設電線に共架する場合その他技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない場合においては、四・五メートル以上、歩道を有する道路の歩道上においては二・五メートル以上とすることができる。
- 五 地上電線を既設電線に共架する場合においては、相互に、錯さうすることなく、保安上支障がない程度に接近していること。ただし、保安上支障がない場合において、技術上やむを得ないとき又は公益上やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
- 六 地下電線を埋設する場合(道路を横断して埋設する場合を除く。)においては、車道(歩道を有しない道路にあつては、路面幅員の三分の二に相当する路面の中央部。以下この条及び次条において同じ。)以外の部分の地下に埋設すること。ただし、その本線については、車道以外の部分に適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
- 七 地下電線の頂部と路面との距離は、車道の地下にあつては〇・八メートル以下、歩道(歩道を有しない道路にあつては、路面幅員の三分の二に相当する路面の中央部以外の部分。次条及び第十二条において同じ。)の地下にあつては〇・六メートル以下としないこと。ただし、保

安上支障がなく、かつ、道路に関する工事の実施上支障がない場合は、この限りでない。

八 電線を橋に取り付ける場合においては、けたの両側又は床版の下とすること。

(特定仮設店舗等の占用の場所)

第十一条の二 第七條第四号に規定する仮設店舗その他の仮設建築物及び同條第五号に規定する埋設（以下「特定仮設店舗等」という。）の占有については、第十條第二項本文の規定による外、左の各号に掲げるところによらなければならない。

- 一 特定仮設店舗等を設けることができる道路の幅員は、道路の一侧に設ける場合においては十二メートル以上、道路の両側に設ける場合においては二十四メートル以上であること。
- 二 歩道上に設け、且つ、当該歩道の一侧が通行することができるようにすること。但し、当該道路の構造又は当該道路の周辺の状況上やむを得ないと認められる場合においては、当該道路の交通に著しい支障を及ぼさないうちに限り、車道内の歩道帯りにわたつて設けることができる。
- 三 特定仮設店舗等を設けることによつて通行することができなくなる路面の部分の幅員は、道路の一侧につき四メートル以下とすること。

(水管、下水道管又はガス管の占用の場所)

第十二條 水管、下水道管又はガス管の占有については、第十條第二項第一号、第二項本文及び第三項の規定による外左の各号に掲げるところによらなければならない。

- 一 道路の敷地外に、当該場所を代る適当な場所がなく、公益上やむを得ないと認められる場所であること。
- 二 水管、下水道管又はガス管を埋設する場合（道路を横断して埋設する場合を除く。）においては、歩道の地下に埋設すること。ただし、これらの本線については、歩道に適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
- 三 水管又はガス管の本線を埋設する場合においては、その頂部と路面との距離は、一・二メートル（工事実施上やむを得ない場合にあつては、〇・六メートル）以下としないこと。
- 四 下水道管の本線を埋設する場合においては、その頂部と路面との距離

は、三メートル（工事実施上やむを得ない場合にあつては、一メートル）以下としないこと。

五 水管、下水道管又はガス管を橋に取り付ける場合においては、けたの両側又は床版の下とすること。

(石油管の占用の場所)

第十二條の二 石油管の占有については、第十條第二項本文及び第三項の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- 一 石油管は、地下に埋設すること。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ないと認められる場合においては、地上（トンネルの中を除く。）に設け、又は橋に取り付けることができる。
- 二 石油管を埋設する場合（道路を横断して埋設する場合を除く。）においては、原則として車両の荷重の影響の少ない場所に埋設し、かつ、導管と道路の境界線との間に保安上必要な距離を保たせること。
- 三 石油管を道路の路面下に埋設する場合においては、その深さは、次に掲げるところによること。
 - イ 市街地においては、防護構造物により導管を防護する場合にあつては当該防護構造物の頂部と路面との距離は一・五メートル以下とし、その他の場合にあつては導管の頂部と路面との距離は一・八メートル以下としないこと。
 - ロ 市街地以外の地域においては、導管の頂部（防護構造物により導管を防護する場合にあつては、当該防護構造物の頂部）と路面との距離は、一・五メートル以下としないこと。
- 四 石油管を道路の路面下以外の場所に埋設する場合においては、導管の頂部と地面との距離は、一・二メートル（防護工又は防護構造物により導管を防護する場合にあつては、市街地においては〇・九メートル、市街地以外の地域においては〇・六メートル）以下としないこと。
- 五 石油管を地上に設ける場合においては、その最下部と路面との距離は、五メートル以上とすること。
- 六 石油管を橋に取り付ける場合においては、けたの両側又は床版の下とすること。

(トンネルの上に設ける占有物件の占用の場所)

第十二條の三 トンネルの上に設ける占有物件の占用の場所については、第

- 十条から前条までの規定を適用せず、次の各号に掲げるところによらなければならない。ただし、トンネルの上に道路がある場合においては、当該道路に係る占用の場所に関する規定の適用を妨げるものではない。
- 一 トンネルの構造の保全に支障のない場所であること。
 - 二 トンネルの換気又は採光に支障のない場所であること。
 - 三 電柱、電線若しくは公衆電話所又は水管、下水道管若しくはガス管については、トンネルの上以外に、当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ないと認められる場所であること。
 - 四 トンネルの上の地下に設ける場合においては、第十条第三項各号に規定する場所とすること。

(高架の道路の路面下に設ける占用物件の占用の場所)

- 第十二条の四 高架の道路の路面下に設ける占用物件の占用の場所については、第十条から第十二条の二までの規定を適用せず、次の各号に掲げるところによらなければならない。ただし、高架の道路の路面下に道路がある場合においては、当該道路に係る占用の場所に関する規定の適用を妨げるものではない。
- 一 高架の道路の構造の保全に支障のない場所であること。
 - 二 電柱、電線若しくは公衆電話所又は水管、下水道管若しくはガス管については、高架の道路の路面下以外に、当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ないと認められる場所であること。
 - 三 石油管は、高架の道路の路面下の地下に埋設すること。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ないと認められる場合においては、高架の道路に取り付けることができる。
 - 四 電線若しくは水管、下水道管若しくはガス管又は石油管を高架の道路に取り付ける場合においては、けたの両側又は床版の下とすること。
 - 五 高架の道路の路面下の地下に設ける場合においては、第十条第三項各号(石油管については、第三号を除く。)に規定する場所とすること。この場合において、石油管にあつては、道路を横断して埋設するときを除き、導管と道路の境界線との間に保安上必要な距離を確保させること。

(鉄道の占用の場所)

- 第十三条 第十条第一項及び第二項の規定は、鉄道の軌道敷の占用の場所については適用しない。

- 2 第十条第二項及び第十一条第三号の規定は、鉄道の電柱の占用の場所については適用しない。

(占用物件の構造)

- 第十四条 地上に設ける占用物件の構造は、左の各号に掲げるところによらなければならない。

- 一 倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないように構造とすること。
- 二 電柱の脚ていは、路面から一・八メートル以上の高さに、道路の方向と平行して設けること。
- 三 特定仮設店舗等は、必要最小限度の規模とし、且つ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少くする構造とすること。

- 2 地下に設ける占用物件の構造は、左の各号に掲げるところによらなければならない。

- 一 堅固で耐久力を有するとともに、道路及び地下にある他の占用物件の構造に支障を及ぼさないものであること。
- 二 車道に埋設する場合においては、道路の強度に影響を与えないものであること。
- 三 電線若しくは水管、下水道管若しくはガス管又は石油管については、戸に引き込むために地下に埋設するものその他国土交通省令で定めるものを除き、国土交通省令で定めるところにより、当該占用物件の名称、管理者、埋設の年その他の保安上必要な事項を明示したものであること。

- 3 橋又は高架の道路に取り付ける占用物件の構造は、橋又は高架の道路の強度に影響を与えないものでなければならない。

(連結路附属地に設ける占用物件の占用の基準)

- 第十四条の二 連結路附属地に設ける占用物件の占用の場所及び構造については、連結路及び連結路により連結される道路の見通しに支障を及ぼさないものでなければならない。

- 2 第十条第一項第一号の規定は、連結路附属地に設ける占用物件の占用の場所については適用しない。

- 3 連結路附属地に設ける占用物件には、当該占用物件の規模及び用途等に応じ、当該占用物件と連絡する道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼす

ことがないように、必要な規模の駐車場及び適切な構造の通路その他の施設を設けなければならない。

(工事実施の方法)

第十五条 占用に関する工事の実施方法は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- 一 占用物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること。
- 二 道路を掘削する場合においては、溝掘、つぼ掘又は推進工法その他これに準ずる方法によるものとし、えぐり掘の方法によらないこと。
- 三 路面の排水を妨げない措置を講ずること。
- 四 原則として、道路の一侧は、常に通行することができることとする。
- 五 工事現場には、さく又はおおいを設け、夜間は赤色燈又は黄色燈をつけ、その他道路の交通の危険防止のために必要な措置を講ずること。

第十五条の二 占用に関する工事で、電線若しくは水管、下水道管若しくはガス管又は石油管が埋設されていると認められる場所又はその附近を掘さくするものの実施方法は、前条の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。ただし、保安上支障のない場合においては、この限りでない。

- 一 試験等により当該占用物件を確認した後、工事を実施すること。
- 二 当該占用物件の管理者との協議に基づき、当該占用物件の移設又は防護、工事の風回り又は立合いその他の保安上必要な措置を講ずること。
- 三 ガス管又は石油管の附近において、火気を使用しないこと。

(工事の時期)

第十六条 占用に関する工事の時期は、左の各号に掲げるところによらなければならない。

- 一 他の占用に関する工事又は道路に関する工事の時期を勘案して適当な時期とすること。
- 二 道路の交通に著しく支障を及ぼさない時期とすること。特に道路を横断して掘さくする工事その他道路の交通をしば断する工事については、交通量の最も少ない時間であること。

(道路の復旧の方法)

第十七条 占用のため道路を掘さくした場合における道路の復旧方法は、左の各号に掲げるところによらなければならない。

- 一 掘さく土砂を埋めもどす場合においては、團ごとに行うとともに、確率にしめ固めること。
- 二 掘さく土砂をそのまま埋めもどすことが不適当である場合においては、土砂の補充又は入換を行った後埋めもどすこと。
- 三 砂利道の整面仕上げを行う場合においては、路面を砂利及び粘土をもつて掘さく前の路面形にしめ固めること。

(技術的細目)

第十七条の二 第十条から第十二条の四まで及び第十四条から前条までに規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。ただし、第九条に規定する石油管の占用の場所又は構造についての基準を適用するについて必要な技術的細目は、石油パイプライン事業法第十五条第三項第二号の規定に基づく主務省令の規定（石油管の設置の場所又は構造に係るものに限る。）の例による。

(工事の調整のための条件)

第三十四条 道路管理者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、道路を不経済に損傷し、又は道路の交通に著しい支障を及ぼさないために必要があると認めるときは、当該申請に係る道路の占用に関する工事と他の申請に係る道路の占用に関する工事若しくは他の道路占用者の道路の占用又は、道路に関する工事とを相互に調整するために当該許可に対して必要な条件を附することができる。この場合において、道路管理者は、あらかじめ当該申請に係る道路の占用に関する工事を行う者又は他の道路占用者の意見を聞かなければならない。

(国の行う道路の占用の特例)

第三十五条 国の行う事業のための道路の占用については、第三十二条第一項及び第三項の規定にかかわらず、国が道路管理者に協議し、その同意を得れば足りる。この場合において、同条第二項各号に掲げる事項及び第三十九条に規定する占用料に関する事項については、政令でその基準を定め

ることができる。

(水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例)

第三十六条 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)、工業用水道事業法(昭和三十二年法律第八十四号)、下水道法(昭和三十二年法律第七十九号)、鉄道事業法(昭和三十二年法律第九十二号)若しくは全国新幹線鉄道整備法(昭和三十二年法律第七十一号)、ガス事業法(昭和三十二年法律第五十一号)、電気事業法(昭和三十二年法律第七十号)又は電気通信事業法(昭和三十二年法律第八十六号)の規定に基づき、水管(水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る)、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管(ガス事業法第二条第二項に規定する一般ガス事業又は同条第三項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。)又は電柱、電線若しくは公衆電話所(これらのうち、電気事業法に基づきものにあつては同法第二条第一項第十号に規定する電気事業者(同項第八号に規定する特定規模電気事業者を除く。)がその事業の用に供するもの)、電気通信事業法に基づきものにあつては同法第二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。)を道路に敷けようとする者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を受けようとする場合においては、これらの工事を実施しようとする日の一月前までに、あらかじめ当該工事の計画書を道路管理者に提出しておかなければならない。ただし、災害による復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽易な工事を行う必要が生じた場合においては、この限りでない。

2 道路管理者は、前項の計画書に基づく工事(前項ただし書の規定による工事を含む。)のための道路の占用の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る道路の占用が第三十二条第一項の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えなければならない。

(道路の占用の禁止又は制限区域等)

第三十七条 道路管理者は、交通が著しくふくそうする道路又は増員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認められる場合においては、第三十二条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる。

る。

2 道路管理者は、前項の規定により道路の占用を禁止し、又は制限する区域を指定しようとする場合においては、あらかじめ当該区域を管轄する警察署長に、当該道路の占用を禁止し、又は制限しようとする理由及び区域について協議しなければならない。当該道路の占用の禁止又は制限の区域の指定を解除しようとする場合においても、同様とする。

3 道路管理者は、前二項の規定に基づいて道路の占用を禁止し、又は制限する区域を指定しようとする場合においては、あらかじめその旨を公示しなければならない。

(道路管理者の道路の占用に関する工事の施行)

第三十八条 道路管理者は、道路の構造を保全するために必要があると認められる場合又は道路占有者の委託があつた場合においては、道路の占用に関する工事で道路の構造に関係のあるものを自ら行うことができる。

2 前項の場合において、道路の構造を保全するために必要があると認めて道路管理者が自ら工事を行おうとするときは、当該道路管理者は、道路占有者に対して、あらかじめ自ら当該工事を行うべき旨及び当該工事を行うべき時期を通知しなければならない。

(占用料の徴収)

第三十九条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業で政令で定めるもの及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和三十二年法律第九号)第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区域内の国道にあつては、政令)で定める。但し、条例で定める場合においては、第三十五条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

(工事の計画書の提出を要しない軽易な工事)

第十八条 法第三十六条第一項但書に規定する政令で定める軽易な工事は、各戸に引き込むために地下に埋設する水管、下水道管、ガス管又は電線等で、道路を占用する部分の延長が二十メートルをこえないものの設置又は改修に関する工事とする。

(占用料を徴収しない国の事業)

第十九条 法第三十九条第一項但書に規定する政令で定める占用料を徴収することのできない国の事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 一般会計をもつて経理する事業
- 二 特別会計をもつて経理する事業のうち、企業的性質を有しないもので国土交通省令で定めるもの

(指定区域内の国道に係る占用料の額)

第十九条の二 指定区域内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額(第七条第八号及び第九号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額並びに道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に於いて国土交通省令で定めるところにより算定した額を勘案して占用面積一平方メートルにつき一年当たりの相当な占用の対価として算定した額。以下この項及び次項において